

甲山射撃場技能講習(猟銃操作及び射撃)

1.開催の日時・場所

日 時	場 所
令和8年4月28日(火)	広島県世羅郡世羅町大字川尻454番地14
令和8年5月26日(火)	
令和8年6月23日(火)	
令和8年7月21日(火)	
令和8年8月25日(火)	
令和8年9月29日(火)	

2.受付及び開始時間

全日程とも、受付時間は**午後12時30分から午後1時まで**とし、**午後1時から**開始します。

3.使用できる猟銃の種類

・甲山国際射撃場 散弾銃

4.講習の内容

科 目	講 習 事 項
猟銃の操作	(1)猟銃の保持その他猟銃の基本的な取扱い (2)猟銃の点検 (3)実包の装填及び拔出しその他実包の取扱い (4)射撃の姿勢及び動作
猟銃の射撃	(1)散弾銃による場合にあっては、飛しょうする標的に対する射撃 (2)散弾銃以外の猟銃(ライフル銃等)による場合にあっては、固定されている標的に対する射撃

5.講習の注意事項

- (1)講習で使用する銃は、受講者が所持許可を受けて所持する銃とする。
- (2)散弾銃による射撃方式は、東城国際射撃場にあつてはスキート射撃、甲山国際射撃場及び広島国際射撃場にあつてはスキート射撃又はトラップ射撃とする。
- (3)講習で使用する実包(散弾実包は、71/2号以下のものに限る。)は、受講者があらかじめ用意する。
- (4)感染症拡大防止、災害発生等の理由により、開催を中止することがある。

6. 受講手続

- (1)受講を希望する講習実施日の10日前までに、住所地を管轄する警察署の生活安全(刑事)課の受付窓口又はe-Gov 電子申請から申し込みを行う。
- (2)定員は、東城国際射撃場にあつては散弾銃6名及び散弾銃以外の猟銃(ライフル銃等)6名、甲山国際射撃場及び広島国際射撃場にあつては散弾銃12名程度とし、受講者は、原則として先着順で決定する。
- (3)申込後、管轄警察署からの指示に従い、受講手数料(14,000円)を納付して、技能講習通知書の交付を受ける。受講手数料が納付されない場合、技能講習通知書の交付を受けられず、講習を受講することはできない。
- (4)技能講習通知書の交付後は、受講手数料は返還しない。
- (5)受講日時・場所へ、猟銃・空気銃所持許可証及び技能講習通知書記載の携行品を持参の上、受付をした後、講習を受講する。

7.講習に関する問合せ先

広島県警察本部生活安全部生活安全総務課(電話(082)228-0110(代)内線3031)又は各警察署の生活安全課若しくは生活安全刑事課